

大分県報

平成三十年
第三〇四一号
十二月四日

（火曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一
 付保義務の発生……………二
 道路区域の変更……………二
 道路の供用開始……………二
 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………二
 監査公表……………三
 監査の結果に関する公表……………三
 監査結果に関する措置状況の公表（定期監査）……………七

告示

大分県告示第六百九十二号
 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。
 なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
 平成三十年十二月四日

大分県知事 広瀬 貞

一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
 大分市大字旦野原七百番地
 国立大学法人 大分大学
 学長 北野 正剛

2 特定事業場の所在地及び名称
 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地
 大分大学挾間キャンパス
 3 設置される特定施設の種類
 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十八号の二
 口 洗浄施設

種別	能力	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		汚水等の項目	汚水等の状態の値	汚染物質の含有量	浮遊物の含有量	窒素含有量	りん含有量	排水口の名称	一日当たりの排水量	
			単位	量								単位	量
工事着手予定年月日	〇・〇五 ^m	なし	m ³ /日	通常値	水素イオン濃度	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	排水口A	m ³ /日	m ³ /日
平成三一・一・一七		八時間	〇・〇五	通常値	生物化学的酸素要求量	六〇	六〇	一〇〇	三	五		二三五・二	三〇八・七
工事完成予定年月日		間欠		最大値	水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
平成三一・二・一八				最大値	生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
使用開始予定年月日					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
平成三一・二・一八					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
使用時間間隔					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
間欠					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
一日当たりの使用時間					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
八時間					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
使用の季節的変動					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
なし					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
汚水等の一日当たりの量					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
m ³ /日					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
通常値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
〇・〇五					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
最大値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
〇・〇六					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
汚水等の処理の方法					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排水等の処理の方法					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					生物化学的酸素要求量	八〇	八〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値					水素イオン濃度	六〇	六〇	一〇〇					
排出水の量及び汚染状態の値													

項目	目単位	通常の値	最大の値	汚水 水素イオン濃度	等の 生物化学的酸素要求量	汚染 化学的酸素要求量	状態 浮遊物質	の値	
								りん含有量	窒素含有量
	mg/l	六・一〇六・五	六・一〇六・五	六・一〇六・五	mg/l	三	〇	〇・六二五	一・六二五
	mg/l	二・五	二・五	二・五	mg/l	六	〇	三・二五	三・二五
	mg/l				mg/l			一・二五	一・二五

その他参考となるべき事項
公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所
1 縦覧期間
平成三十年十二月四日から同月二十五日まで
2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所

大分県告示第六百九十三号
富来加入区について、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。
平成三十年十二月四日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六百九十四号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成三十年十二月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年十二月四日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
		大分県知事 広 瀬 勝 貞		

大分県告示第六百九十五号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成三十年十二月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十年十二月四日 大分県知事 広 瀬 勝 貞	津井浦線 六番地先まで	佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一七 七番五九地先から 佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一七 六番地先まで	後	前	メートル 五・八 四・〇	メートル 一七〇・〇
	佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一七 三番五から	佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一六 六番地先まで			三六・〇 七・八	一五〇・〇

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二二号	中津市三光白木字天附一五二一番一から 中津市三光白木字中ノ坪一五八二番八まで	
県道中津高田線	中津市大字今津字磯三四番一三から 中津市大字鍋島字京泊り七八〇番四まで	
県道四浦港津井浦線	佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一六三番五から 佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一七六番地先まで	平三〇・一二・四

大分県告示第六百九十六号
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のように電線共同溝を整備すべき道路を指定した。
平成三十年十二月四日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	指定の区分
一般国道五〇〇号	別府市大字鶴見字砂原一三九番五から 別府市大字鉄輪字フロムシ三八番一ニまで	上下線

○監 査 公 表

監査委員公表第629号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年12月4日

大分県監査委員 首 藤 博 文
大分県監査委員 長 野 恭 子
大分県監査委員 元 元 吉 俊
大分県監査委員 馬 場 博 林

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成29年度における財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局の本庁各課（局・室・所）、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、教育庁及び警察本部について、平成30年6月1日から平成30年8月23日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局（本庁）	7 1
議会事務局	1
人事委員会事務局	1
労働委員会事務局	1
監査事務局	1
教育庁	1 2
警察本部	2 8
合 計	1 1 5

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した115機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり17機関において、4件の指摘事項及び14件の注意事項があった。

その他の98機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・企画振興部)	
芸術文化スポーツ振興課	行政財産の目的外使用料について、改定前の台帳価格により算定を行ったことから、過大に徴収している事例が認められた。
(知事部局・生活環境部)	

生活環境企画課	平成28年度大分県交通安全推進協議会補助金について、額の確定事務の遅延を昨年度の監査で指導されていたにもかかわらず、監査日現在において未だ行われていなかった事例が認められた。
(知事部局・商工労働部)	
経営創造・金融課	大分県中小企業高度化資金貸付金について、違約金に係る調定が年度を超えて遅延している事例が認められた。
(知事部局・会計管理局)	
用度管財課	庁舎清掃業務委託契約と庁舎機械警備業務委託契約について、検査調書の作成に代わるものである受託者からの業務実施結果報告書の回覧決裁が行われておらず、また、報告書に報告されていない項目があるにもかかわらず、実施の確認を行わないまま支払手続を行うなど、履行確認が不十分な事例が多数認められた。
2 注意事項	
監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・総務部)	
人事課	資金前渡による講習会受講料の支出について、精算手続が遅延している事例が認められた。
(知事部局・商工労働部)	
商工労働企画課	普通財産の貸付料について、前年の地価公示標準価格により算定を行ったことから、過小に徴収していた事例が認められた。
工業振興課	使用されていない携帯電話について、契約を解約することなく使用料を払い続けている事例が認められた。
(知事部局・農林水産部)	
農地活用・集落営農課	役務提供契約について、年度内に履行が完了していないにもかかわらず、当該年度予算により支出している事例が認められた。
園芸振興課	活力あふれる園芸産地整備事業について、補助対象事業費の算定を誤ったため、補助金を過大に支出している事例が認められた。
畜産振興課	時間外勤務手当について、週休日に勤務を命じているにもかかわらず、当該手当を支給していない事例が認められた。
(知事部局・土木建築部)	
河川課	公務旅行に使用する自家用車について、職員から申請を受けていた登録手続を失念していたにもかかわらず、当該車両の使用を承認し旅行命令を発している事例が認められた。
砂防課	時間外勤務手当について、週休日の振替指定日に勤務を命じているにもかかわらず、当該手当を支給していない事例が認められた。
(知事部局・会計管理局)	
会計課	現金出納事務について、義援金として受領した現金の受払を現金出納表に替えて「義援金受入台帳」に記帳することとしたため、当該現金の領収、保管及び払込みに係る事務に関する決裁手続が執られていない事例が認められた。
(教育庁)	
教育財務課	物品に損害を生じさせた事例が認められた。
義務教育課	通勤手当に係る特別料金等加算について、高速道路利用回数が利用要件に達しなかったにもかかわらず、翌月の通勤手当額を減額調整していない事例が認められた。
体育保健課	高校給食調理業務委託契約について、国が定めた学校給食衛生管理基準及び委託仕様書で規定している調理業務従事者の細菌検査が規定の回数実施されていないほか、調理業務従事者報告書等が県及び学校へ提出されていないなど、契約が適正に履行されていない事例が認められた。
(警察本部・交通部)	
交通機動隊	任意団体への固有備品の無償貸付けについて、会計規則等で規定している部外貸付けの手続が執られていない事例が認められた。
3 監査の執行状況 各監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。	

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局・総務部)	
知事室	平成 30 年 7 月 17 日、8 月 9 日
行政企画課	平成 30 年 7 月 13 日、8 月 9 日
県政情報課	平成 30 年 7 月 13 日、8 月 9 日
人事課	平成 30 年 7 月 17 日、8 月 9 日
財政課	平成 30 年 7 月 17 日、8 月 9 日
税務課	平成 30 年 7 月 13 日、8 月 9 日
市町村振興課	平成 30 年 7 月 18 日、8 月 9 日
総務事務センター	平成 30 年 6 月 28 日、8 月 9 日
(知事部局・企画振興部)	
政策企画課	平成 30 年 7 月 12 日、8 月 3 日
国際政策課	平成 30 年 7 月 10 日、8 月 3 日
芸術文化スポーツ振興課	平成 30 年 7 月 11 日、8 月 3 日
ラグビーワールドカップ 2019 推進課	平成 30 年 7 月 11 日、8 月 3 日
広報広聴課	平成 30 年 7 月 6 日、8 月 3 日
統計調査課	平成 30 年 7 月 12 日、8 月 3 日
観光・地域局観光・地域振興課	平成 30 年 7 月 10 日、7 月 11 日、8 月 3 日
観光・地域局交通政策課	平成 30 年 7 月 10 日、8 月 3 日
(知事部局・福祉保健部)	
福祉保健企画課	平成 30 年 6 月 27 日、7 月 24 日
医療政策課	平成 30 年 6 月 26 日、7 月 24 日
健康づくり支援課	平成 30 年 6 月 27 日、7 月 24 日
国保医療課	平成 30 年 6 月 27 日、7 月 24 日
高齢者福祉課	平成 30 年 6 月 26 日、7 月 24 日
子ども未来課	平成 30 年 6 月 27 日、7 月 24 日
(知事部局・生活環境部)	
子ども・家庭支援課	平成 30 年 6 月 26 日、7 月 24 日
障害福祉課	平成 30 年 6 月 25 日、7 月 24 日
(知事部局・農林水産部)	
農林水産企画課	平成 30 年 7 月 18 日、8 月 20 日
団体指導・金融課	平成 30 年 7 月 24 日、8 月 20 日
地域農業振興課	平成 30 年 7 月 19 日、8 月 20 日
新規就業・経営体支援課	平成 30 年 7 月 20 日、8 月 20 日
農地活用・集落営農課	平成 30 年 7 月 18 日、8 月 20 日
おおいたブランド推進課	平成 30 年 7 月 19 日、8 月 20 日
(知事部局・商工労働部)	
商工労働企画課	平成 30 年 6 月 15 日、7 月 20 日
経営創造・金融課	平成 30 年 6 月 19 日、7 月 20 日
工業振興課	平成 30 年 6 月 18 日、6 月 19 日、7 月 20 日
情報政策課	平成 30 年 6 月 19 日、7 月 20 日
商業・サービス業振興課	平成 30 年 6 月 18 日、7 月 20 日
企業立地推進課	平成 30 年 6 月 18 日、7 月 20 日
雇用労働政策課	平成 30 年 6 月 20 日、7 月 20 日

平成三十年十二月四日

大分県報 (監査公表)

平成三十年十二月四日

大分県報（監査公表）

六

園芸振興課	平成 30 年 7 月 20 日、8 月 20 日	用度管財課	平成 30 年 7 月 25 日、8 月 23 日
畜産振興課	平成 30 年 7 月 19 日、8 月 20 日	(各種委員会)	
農村整備計画課	平成 30 年 7 月 23 日、8 月 20 日	議事事務局	平成 30 年 8 月 2 日、8 月 23 日
農村基盤整備課	平成 30 年 7 月 20 日、8 月 20 日	人事委員会事務局	平成 30 年 6 月 29 日、8 月 23 日
林務管理課	平成 30 年 7 月 23 日、8 月 21 日	労働委員会事務局	平成 30 年 7 月 26 日、8 月 23 日
森林保全課	平成 30 年 7 月 23 日、8 月 21 日	監査事務局	平成 30 年 8 月 2 日
漁業管理課	平成 30 年 7 月 24 日、8 月 20 日	(教育庁)	
水産振興課	平成 30 年 7 月 25 日、8 月 20 日	教育改革・企画課	平成 30 年 6 月 20 日、7 月 18 日
漁港漁村整備課	平成 30 年 7 月 24 日、8 月 20 日	教育人事課	平成 30 年 6 月 21 日、7 月 18 日
(知事部局・土木建築部)		教育財務課	平成 30 年 6 月 22 日、7 月 18 日
土木建築企画課	平成 30 年 6 月 29 日、7 月 31 日	福利課	平成 30 年 6 月 22 日、7 月 18 日
建設政策課	平成 30 年 6 月 29 日、7 月 31 日	学校安全・安心支援課	平成 30 年 6 月 21 日、7 月 18 日
用地対策課	平成 30 年 7 月 3 日、7 月 31 日	義務教育課	平成 30 年 6 月 25 日、7 月 18 日
道路建設課	平成 30 年 7 月 4 日、7 月 31 日	特別支援教育課	平成 30 年 6 月 25 日、7 月 18 日
道路保全課	平成 30 年 7 月 4 日、7 月 31 日	高校教育課	平成 30 年 6 月 21 日、7 月 18 日
河川課	平成 30 年 7 月 3 日、7 月 31 日	社会教育課	平成 30 年 6 月 20 日、7 月 18 日
港湾課	平成 30 年 7 月 4 日、7 月 31 日	人権・同和教育課	平成 30 年 6 月 22 日、7 月 18 日
砂防課	平成 30 年 7 月 3 日、7 月 31 日	文化課	平成 30 年 6 月 25 日、7 月 18 日
都市・まちづくり推進課	平成 30 年 7 月 5 日、7 月 31 日	体育保健課	平成 30 年 6 月 21 日、7 月 18 日
公園・生活排水課	平成 30 年 7 月 6 日、7 月 31 日	(警察本部・警務部)	
建築住宅課	平成 30 年 7 月 5 日、7 月 6 日、8 月 1 日	総務課	平成 30 年 7 月 31 日、8 月 23 日
施設整備課	平成 30 年 7 月 5 日、7 月 31 日	広報課	平成 30 年 8 月 1 日、8 月 23 日
(知事部局・国民文化祭・障害者芸術文化祭局)		会計課	平成 30 年 7 月 31 日、8 月 23 日
企画・広報課	平成 30 年 7 月 12 日、8 月 3 日	警務課	平成 30 年 7 月 30 日、8 月 23 日
事業推進課	平成 30 年 7 月 12 日、8 月 3 日	教養課	平成 30 年 7 月 31 日、8 月 23 日
(知事部局・会計管理局)		厚生課	平成 30 年 7 月 31 日、8 月 23 日
会計課	平成 30 年 7 月 25 日、8 月 23 日	監察課	平成 30 年 8 月 1 日、8 月 23 日

留置管理課	平成30年7月30日、8月23日
情報管理課	平成30年8月1日、8月23日
(警察本部・生活安全部)	
生活安全企画課	平成30年7月31日、8月23日
地域課	平成30年7月30日、8月23日
少年課	平成30年8月1日、8月23日
生活環境課	平成30年7月31日、8月23日
(警察本部・刑事部)	
刑事企画課	平成30年7月31日、8月23日
捜査第一課	平成30年7月31日、8月23日
捜査第二課	平成30年7月31日、8月23日
組織犯罪対策課	平成30年7月30日、8月23日
鑑識課	平成30年7月30日、8月23日
科学捜査研究所	平成30年7月30日、8月23日
(警察本部・交通部)	
交通企画課	平成30年7月30日、8月23日
交通指導課	平成30年7月30日、8月23日
交通規制課	平成30年7月31日、8月23日
運転免許課	平成30年7月30日、8月23日
交通機動隊	平成30年7月30日、8月23日
高速道路交通警察隊	平成30年8月1日、8月23日
(警察本部・警備部)	
警備第一課	平成30年8月1日、8月23日
警備第二課	平成30年8月1日、8月23日
機動隊	平成30年8月1日、8月23日

監査委員公表第630号

平成30年9月4日付け監査第274号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事か

ら、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年12月4日

大分県監査委員 首 藤 博 文
大分県監査委員 長 野 恭 子
大分県監査委員 元 吉 俊 博
大分県監査委員 馬 場 林

1 指摘事項		
監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(知事部局・土木建築部)		
豊後高田土木事務所	平成30年4月12日から 平成30年4月13日まで 平成30年5月11日	指摘事項 市町村負担金について、土木事業に係る市町村負担金徴収事務取扱要領で定める各期日ごとに徴収せずに、全額を第3期分として一括して徴収している事例が認められた。
別府土木事務所	平成30年4月16日から 平成30年4月17日まで 平成30年5月22日	措置状況 制度や根拠規定の認識不足により、第3期にまとめて徴収したことから、担当班内で市町村負担金徴収事務取扱要領を確認し、事務処理の周知徹底を行った。 また、当該負担金の期別徴収時期をあらかじめパソコンへスケジュール登録し、複数職員でチェックを行い、適切に徴収できるよう改めた。
指摘事項		指摘事項 国から譲与を受けた廃川敷地について、長年にわたり河川法上の許可を得ないで占用している占有者に対して私下げ等の協議を十分に行っていないなど、廃

		<p>川敷地の管理が不適正な事例が認められた。</p> <p>措置状況 本年3月に占有者との協議を再開したところであり、適正化に向け、今後も粘り強く協議を進める。</p>	
佐伯土木事務所	<p>平成30年4月25日から 平成30年4月26日まで 平成30年6月5日</p>	<p>指摘事項 港湾施設の使用料について、使用する全期間に応じた単価を適用すべきところ、その算定を誤ったことから、過小に徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況 当該申請者に対して、過小徴収に至った経緯と不足分（過去5年間遡及）について追加徴収する旨を説明し、徴収を行った。港湾施設管理事務マニュアル等による職場研修を行い、適正な事務処理を周知徹底した。</p> <p>また、使用料の算定に係る根拠や確認事項をまとめた「チェックシート」を用い、複数職員が確実にチェックするよう仕組みを整えた。</p>	<p>当該申請者に対して、過小徴収に至った経緯と不足分（過去1年3か月分遡及）について追加徴収する旨の説明を行い、早期の徴収に努めている。港湾施設管理事務マニュアル等による職場研修を行い、適正な事務処理を周知徹底した。</p> <p>また、使用料の算定に係る根拠や確認事項をまとめた「チェックシート」を用い、複数職員が確実にチェックするよう仕組みを整えた。</p> <p>指摘事項② 港湾施設の使用料について、債権管理簿を作成しておらず、督促状を一部発行していなかったほか、完納後に金額が確定した延滞金を調定・徴収していないなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況② 債権管理簿について、所属独自様式から大分県債権管理規則の様式に改めた。未発付の督促状については、発付を行った。</p> <p>また、未徴収の確定延滞金については、金額を算定し、滞納者へ通知を行い、徴収を行った。定期的に複数職員で債権管理簿を確認し、督促や延滞金徴収などの進捗を含めた情報共有を行うことで適切な債権管理事務を徹底した。</p>
中津土木事務所	<p>平成30年5月7日から 平成30年5月8日まで 平成30年6月1日</p>	<p>指摘事項① 港湾施設の使用料について、使用する全期間に応じた単価を適用すべきところ、許可した期間ごとに単価を適用したことから、過小に徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p>	
2 注意事項			
監査対象機関 (知事部局・総務部)		監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況

<p>大分県東部振興局</p>	<p>平成30年5月16日から平成30年5月18日まで 平成30年6月15日</p>	<p>注意事項① ETCカードの管理について、カードを紛失した場合は、具体的な再発防止策を記載した所属長の意見書を添えて、知事に事故報告書を提出するよう定められているが、カードを紛失したにもかかわらず事故報告書を提出しておらず、具体的な再発防止策も検討していない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 平成30年6月4日に事故報告書を提出した。再発防止として、職員に対し、局内部長会議等でETCカード管理の徹底を促すとともに、紛失時の処理の徹底を図った。</p> <p>注意事項② 備品である放牧用電気牧柵について、会計規則に定められた手続を執らずに、部外に貸付けを行っている事例が認められた。</p> <p>措置状況② 平成29年度と平成30年度分について、平成30年6月末までに貸付処理を完了した。今後は、個人の事務引継書とともに年度当初の処理業務一覧表を作成し、班員の相互確認を通じて業務の執行漏れを防ぐ。</p> <p>注意事項③ 劇物について、出納簿等に受払の記録</p>	<p>大分県中部振興局</p> <p>平成30年6月13日から平成30年6月15日まで 平成30年7月10日</p>	<p>がされておらず、施錠可能な専用保管庫ではないキヤビネットに長期間にわたり保管されていた事例が認められた。</p> <p>措置状況③ 出納簿の記録が漏れていたため、発見時点から出納簿の受払を整理した。平成22年度以降、東部振興局では劇物の使用実績はない。事業内容の変化に伴い、今後も毒劇物を必要とすることはないと考えられるが、新規に購入する必要があった場合は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守し、厳正に管理を行う。</p> <p>注意事項 再雇用非非常勤職員の通勤費用弁償について、日額の算定を誤り過大に支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況 返納の範囲及び処理方法に関して人事課と協議の上、通勤費用弁償額の再認定を行い返納額(2,268円)を確定し、平成30年8月10日に調整した。今後は、今回の事例を事務引継書に盛り込み、定期券、回数券及び実費相当額を比較して最安価を認定するよう、後任者に確実に引き継ぐとともに、疑義が生じた場合は人事課に協議するなど、より一層的確な事務処理に努める。</p> <p>注意事項① 労働安全衛生委員会について、委員会の開催に当たっては可能な限り委員全員</p>
<p>大分県南部振興局</p> <p>平成30年5月23日から平成30年5月25日まで 平成30年6月22日</p>				

		<p>の出席に努めることとされているが、過年度より知事が委嘱した産業医に対し、当該委員会の開催通知を行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 産業医に対して事情を説明し、可能な限り当該委員会に出席するよう要請するとともに、今後は文書による当該委員会の開催通知を行う。</p> <p>注意事項② 野生鳥獣食肉等利活用推進事業について、補助対象経費に消費税等仕入控除額が含まれているかの確認が十分に行われておらず、補助金の過大支給となっている事例が認められた。</p> <p>措置状況② 事業実施主体に消費税等仕入控除額確定報告書を提出するよう指導した。現在、消費税額分の返還事務の手續中である。</p> <p>今後は、事業実施主体が課税業者であるかどうかの事前確認及び補助金交付要綱による補助対象経費の説明を徹底するとともに、事業担当職員と経理担当職員による実績報告の相互チェックを充実させ、再発防止に努める。</p> <p>注意事項① 行政財産の家屋貸付料について、調定が遅延したために要領に定める期日まで</p>		<p>に徴収していない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 行政財産の目的外使用許可、貸付契約を行っているものについて、調定の遅延及び徴収漏れが発生することのないよう、事務手続の期限や注意事項等を記載した一覧表を作成し、班総括・主担当・副担当で共有することにより、相互で事務管理を行うこととした。</p> <p>また、人事異動により班総括・主担当・副担当が変更になる場合は、各自引継ぎを徹底するとともに新体制でも情報の共有を行うこととした。</p> <p>注意事項② 時間外勤務手当について、週休日の振替指定期日に勤務を命じているにもかかわらず、当該手当を支給していない事例が認められた。</p> <p>措置状況② 時間外勤務手当は平成30年7月6日に本人へ追給した。今後は振替日決定時に、班総括又は本人が情報共有できるスケジュール管理システムに振替日を入力することで、本人が振替日を認識するとともに班内でも情報を共有することとした。</p> <p>また、「振替日に関する時間外勤務の取扱いについて」という資料を作成し、各班総括に対し周知徹底した。</p>
大分県西部振興局	平成30年5月30日から平成30年6月1日まで 平成30年6月26日			

大分県北部振興局	平成30年5月9日から平成30年5月11日まで 平成30年6月8日	<p>注意事項① 現金出納事務について、証紙売払収入等として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p>措置状況① 出納担当2名により、日々の現金の領収状況を確認し、規則どおり指定金融機関への払込みを実施しているかチェックする。更に、会計研修等を積極的に受講すること、会計規則の内容をより詳細に理解し、知識を深めるとともに、職員相互のチェック体制を強化することで、再発防止に努めている。</p> <p>注意事項② 収入証紙について、証紙売払収入額が証紙受払簿の払出額より過小となり、証紙受払簿上の残高と保管残高が一致しない事例が認められた。</p> <p>措置状況② 証紙を紛失していたため、平成30年6月6日に事故報告書を提出した。再発防止のため、以下のとおり対応する。</p> <p>ア 毎日の売払証紙について確実に補助簿及び受払台帳へ記載し、在庫証紙の枚数を帳簿と照合する。</p> <p>イ 売払証紙等による収入現金の確認と現金出納簿への記載を毎日確実に実施する。</p> <p>ウ 証紙を持ち出す場合は、紛失しな</p>	
(知事部局・土木建築部)			
豊後高田土木事務所	平成30年4月12日から平成30年4月13日まで 平成30年5月11日	<p>注意事項 河川改良工事について、協議書により配置することを承諾した交通誘導警備員に係る経費を計上しておらず、積算額が過小となっている事例が認められた。</p> <p>措置状況 発注者と請負業者の双方とも変更数量の確認が不十分であったことから、変更契約前に、変更数量を請負業者とともに確認し、相互で了解のもと変更契約を行うことを徹底した。</p>	いようフランスナー付きのフラインクに入れ持ち出し枚数、払出し枚数、残枚数のチェックを実施する。
佐伯土木事務所	平成30年4月25日から平成30年4月26日まで 平成30年6月5日	<p>注意事項 労働安全衛生委員会について、委員会の開催に当たっては可能な限り委員全員の出席に努めることとされているが、過年度より知事が委嘱した産業医に対し、当該委員会の開催通知を行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 労働安全衛生委員会事務局及び参加職員に対し、管理規程及び運用の周知と再確認を行った。平成30年5月以降、産業医に対し開催通知を行うこととした。</p>	注意事項① 役務提供契約について、年度末に発注
竹田土木事務所	平成30年5月21日から平成30年5月22日まで		

<p>平成30年6月14日</p>	<p>した公用車のタイヤ交換及び修繕に係る手数料等を翌年度の予算で支払っている事例が認められた。</p>	<p>措置状況① 会計実務研修の実施、発注何の作成の徹底、複数職員による確認体制の整備により、支出年度を誤ることのない適切な事務処理を徹底した。</p> <p>注意事項② 現金出納事務について、証紙売払収入として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p>措置状況② 歳計現金（証紙収入）と歳入歳出外現金（契約保証金）を別の現金出納表で管理していたため、合算の保管金額が3万円を超えていたことに気づかず、払込みが遅れたことから、歳計現金と歳入歳出外現金の出納表を統合し、適切な現金管理を徹底する。また領収日の当日または翌日の払込みを徹底するとともに、次長、班総括など複数の者で払込みの確認を行う。</p>
<p>中津土木事務所</p>	<p>平成30年5月7日から 平成30年5月8日まで 平成30年6月1日</p>	<p>注意事項 行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、調定が遅延したために条例で定める期日までに徴収していない事例が認められた。</p>
<p>宇佐土木事務所</p>	<p>平成30年4月18日から 平成30年4月19日まで 平成30年6月1日</p>	<p>措置状況 新規で行政財産の使用相談があり、減免を希望する場合は、事務処理期間を考慮し、余裕をもって申請手続を行うよう申請者に指導を行う。調定が遅延することのないよう、市町村振興課と迅速な協議を行う。市町村振興課では、使用日までに減免通知を出せるよう、庁舎管理所属からの相談を受けた際には、申請から通知までのおおよその処理日程を示す。</p> <p>注意事項 道路占用料について、算定を誤ったことから、過小又は過大に徴収していた事例が認められた。</p> <p>措置状況 還付及び追加徴収の手続は、出納閉鎖までに完了した。再発防止のため、職場研修を行い適切な事務処理を周知徹底した。また、調定の際、担当及び班総括が二重で確認するようチェック体制を強化した。</p>
<p>(企業局)</p>	<p>平成30年6月5日から 平成30年6月7日まで 平成30年6月28日</p>	<p>注意事項① 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況① 交通事故防止については、局内経営会議等において、随時、局長から全所属長</p>
<p>企業局</p>	<p>平成30年6月5日から 平成30年6月7日まで 平成30年6月28日</p>	<p>注意事項① 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況① 交通事故防止については、局内経営会議等において、随時、局長から全所属長</p>

	<p>に対し、職員を指導するよう指示しているが、事故後、改めて交通法規の遵守と交通事故防止の全職員への徹底を指示した。</p> <p>また、企業局では、安全衛生委員会事業の一環として、毎年全職員を対象に交通安全講習会を開催しており、今年度も11月に交通安全講習会を開催して、安全運転意識の高揚、安全運転に関する知識の向上に努める。今後も引き続き、注意喚起及び安全運転を徹底するよう指導し、交通事故防止に努める。</p>	
	<p>注意事項②</p> <p>固定資産の減価償却計算等について、正確性を欠く事例が認められた。</p>	
	<p>措置状況②</p> <p>古い資産についてはいつから耐用年数が誤りとなったのか不明であるため、対象の資産については、一括して取得時から正しい耐用年数を適用し修正を行う。仮計算では金額が1,000万円以下であるため、雑損失として計上する。また、今後は施行規則の写しを添付することで勘定科目及び耐用年数の誤りが生じないよう再発防止に努める。</p>	
	<p>誤った勘定科目は適切な科目に修正する。また、今後は施行規則の写しを添付し、固定資産担当が決裁時に勘定科目の確認を徹底することで勘定科目及び耐用年数の誤りが生じないよう再発防止に努める。</p>	<p>今年度指摘の工業用水道会計と同様に、一括して取得時から正しい耐用年数を適用し修正を行う。仮計算では約5,000万円になるため、特別損失を計上する。</p>

平成三十年十二月四日

大分県報（監査公表）